

●香川県告示第309号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成29年10月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
荷さばき施設（上屋）	玉藻地区上屋・	高松市サンポート1番 285	1階面積 341.89㎡
	駐輪場棟		2階面積 341.89㎡